

男鹿市障がい福祉計画（第5期）  
男鹿市障がい児福祉計画（第1期）

平成30年～平成32年

平成30年2月

男 鹿 市

## 目 次

第1章 計画の概要	1
第2章 男鹿市の障がい者の現状	2
第3章 障がい福祉計画（第5期）	
1 サービスの内容	3～6
2 成果目標	7～10
3 サービス見込量と見込量確保のための方策	11～16
第4章 障がい児福祉計画（第1期）	
1 サービスの内容	17
2 成果目標	18～19
3 サービス見込量と見込量確保のための方策	20
資 料	
男鹿市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員名簿	21
計画の推進に向けて	22

## 第1章 計画の概要

### 1 策定の趣旨

「男鹿市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また「男鹿市障がい児福祉計画」は、平成30年の児童福祉法改正に伴い、同法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

この二つの計画は、平成30年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正を踏まえ、国の基本指針に則して、障がい者の地域生活に対する支援や就労支援などの障がい福祉サービスと、医療的なケアが必要な障がい児への福祉サービスなどの見込量を設定し、サービス等の提供体制を計画的に確保するための方策を定めるものです。

### 2 基本的理念

この計画は、障がいのある方が、障がい福祉サービス等を活用し、地域社会の理解を得ながら自立した地域生活を送ることができ、障がいの有無にかかわらず全ての人が安心して暮らすことができるような「地域共生社会」の実現に向けて推進することを目指します。

### 3 計画の位置づけと期間

本計画は「男鹿市総合計画」を上位計画とする「男鹿市地域福祉計画」の分野別計画である「男鹿市障がい者計画」との整合性を図りながら策定するものです。計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

## 第2章 男鹿市の障がい者の現状

本市の障がい者数（身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の所持者。重複含む）は、平成28年度末現在2,221人で、人口に対する割合は7.72%、市民の約13人に1人が障がい者という状況です。

人口減少が進み、障がい者の人口に対する割合が年々大きくなっています。

### （1）男鹿市の障がい者数推移

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
精神障がい者数（人）	155	164	166
知的障がい者数（人）	307	304	299
身体障がい者数（人）	1,794	1,754	1,756

### （2）人口に対する障がい者の割合

	年度末総人口 （人）	年度末障がい者 総数（人）	人口に対する割合 （%）
平成26年度	30,035	2,256	7.51
平成27年度	29,435	2,222	7.55
平成28年度	28,777	2,221	7.72

### 第3章 障がい福祉計画（第5期）

#### 1 サービスの内容

訪問系サービス	
種類	内容
居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、料理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、料理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時の同行や移動に必要な情報提供、排せつ及び食事等の介護、移動中に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行介護、重度訪問介護、行動介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。
日中活動系サービス	
種類	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を提供します。

日中活動系サービス	
種類	内容
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練、就労の機会提供を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	重度障がい者を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設に入所し、介護などを行います。
短期入所（医療型）	障がい者を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設に入所し、介護などを行います。
居住系サービス	
種類	内容
自立生活援助	共同生活援助や施設入所支援を利用していた方を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応によって、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ等、日常生活上の必要な援助を行います。
施設入所支援	施設利用者等を対象に、相談や入浴、排せつ等、日常生活上の必要な援助を行います。

相談支援	
種類	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスなどの申請にかかる支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者などと連絡調整を行い、利用状況を検証しながらサービス等利用計画の作成を行います。
地域相談支援	施設利用者等を対象に、地域移行計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
地域生活支援事業	
事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護や虐待の防止、虐待の早期発見等のための連絡調整等必要な支援を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、困難なケース等へ対応するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がい者等が、保証人が不在などの理由により入居が困難な場合、不動産業者に対する物件あっせん依頼等の支援や、夜間を含めた緊急対応が必要な場合の相談支援、関係機関による居住支援体制の調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の知的障がい者または精神障がい者であり、後見人等の報酬等、必要である経費の一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると認められる方に、必要経費や報酬等について助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障害、音声機能その他障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な意思疎通を図ります。
重度障害者等日常生活用具給付事業	重度障がい等に対し、日常生活用具を給付することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

地域生活支援事業	
事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出時の支援を行うことにより、地域での自立生活や社会参加を促進します。
地域活動支援センター及び同センター機能強化事業	在宅の障がい者が通い、創作的な活動や生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進を行う事業として支援します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している方などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
ボランティア活動支援事業	精神障がい者及びその家族等の団体が行う、社会参加を目的とした活動に対する情報の提供や、精神障がい者に対するボランティア活動への支援を行い、障がい者等の生活向上や社会参加を促進します。
日中一時支援事業	障がい者等を一時的に預かることにより、日中活動の場を確保し、障がいを持つ方の家族の就労や一時的な休息を支援します。
手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の社会参加の促進することを目的とします。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することで、障がい者の就労や円滑な地域生活、社会参加等を促進します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	障がい者等の体力向上や交流、スポーツ・レクリエーション活動を通じての社会参加を支援します。
訪問入浴サービス事業	一般入浴が困難な障がい者等に、移動入浴車等の利用により居宅での入浴等の各種介助サービスを提供します。



## 2 成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は、平成25年度111人、平成26年度110人、平成27年度110人、平成28年度107人と推移しています。

近年の入所者数減は、地域生活への移行が進んだものではなく、高齢化による介護施設への移行が中心であり、これを踏まえて目標を定めます。

#### 【平成32年度末までの地域生活移行者数】

国の考え方	市の目標設定	数値目標
平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。	近年の入所者数推移等の現状に沿い、地域生活へ移行する人数の目標数値を設定。	1人

#### 【平成32年度末の施設入所者数】

国の考え方	市の目標設定	数値目標
平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。	近年の入所者数推移等の現状に沿い、施設入所者数の削減目標数値を設定。	106人

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。精神障がい者の地域移行・地域定着のための協議の場の設置等について目標を定めます。

### 【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（圏域ごと）】

国の考え方	市の目標設定
平成32年度末までに、すべての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの協議の場を設置。	圏域内市町村との連携・調整が必要。

### 【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（市町村ごと）】

国の考え方	市の目標設定
平成32年度末までに、すべての市町村ごとに、協議会やその専門部会などの協議の場を設置（複数市町村による共同設置も可）。	市障がい者総合支援協議会を活用。

### 【精神病床における長期入院患者数、早期退院率等】

国の考え方	市の目標設定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（計算式で算定される数値を目標として設定）。</li> <li>・精神病床における早期退院率、入院後3カ月時点で69%以上、6カ月時点で84%以上、1年時点で90%以上。</li> </ul>	現状では入院データの把握不可。4期計画同様、まずは入院データの把握に努める。

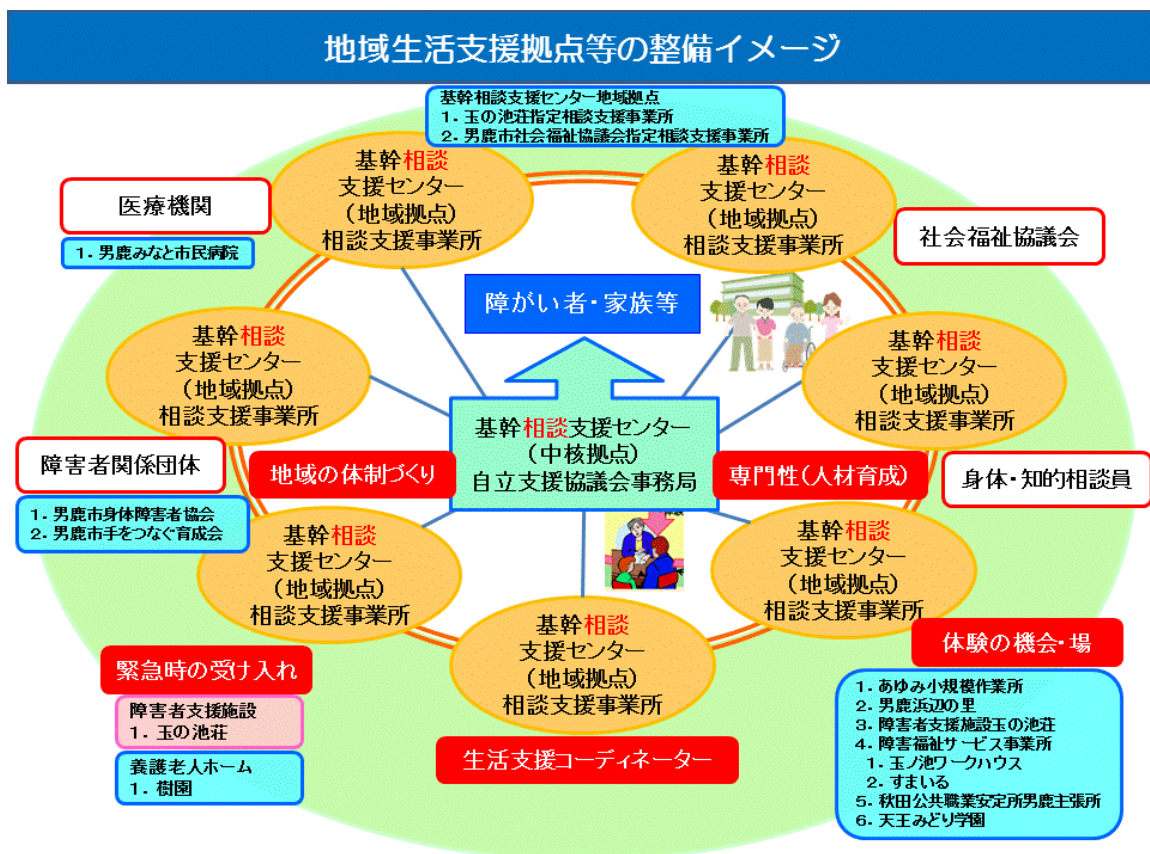
### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活支援の集約等を行う拠点の整備目標を定めます。

#### 【地域生活支援拠点の整備】

国の考え方	市の目標設定
平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備	整備イメージの状況で動いている現状であり、福祉事務所が窓口となり、調整機関の役割を担う。 市障がい者総合支援協議会を活用しさらなる連携を図る。

#### 【整備イメージ】



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の、就労支援事業等を利用した一般就労への移行実績は、平成27年度0人、平成28年度2人で、平成29年度は1人の見込みです。就労支援事業の利用実績は、平成27年度3人、平成28年度2人で、平成29年度は1人の見込みです。これを踏まえつつ、地域生活への移行を支援するため、国の考え方に沿って数値目標を定めます。

なお、事業所ごとの就労移行率については、利用事業所が1カ所のため国の考えに沿う目標設定は困難であり、就労定着支援事業による定着率については、実績がなく見込みの把握ができないため、数値目標は定めないこととします。

##### 【就労移行支援事業所等の利用を通じた一般就労への移行】

国の考え方	市の目標設定	数値目標
就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する者が、平成28年度実績の1.5倍以上	移行者数は平成27年度0人、平成28年度2人、平成29年度は1人の見込み。国の考え方に沿って目標設定。	3人

##### 【就労移行支援事業所等の利用者数】

国の考え方	市の目標設定	数値目標
就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の2割以上増加	利用者数は平成27年度3人、平成28年度2人、平成29年度は1人の見込み。国の考え方に沿って目標設定。	3人

##### 【就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

国の考え方	市の目標設定
事業所ごとの就労移行率について、3割以上の事業所が全体の5割以上	4期計画と同様、現状では利用事業所が1カ所で、数値目標設定が困難。

##### 【就労定着支援事業による定着率】

国の考え方	市の目標設定
就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率が、8割以上	実績がなく、数値目標設定が困難。

### 3 サービス見込量と見込量確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

現状では、利用されているのは居宅介護サービスのみであるため、種類で分類せずに見込量を設定し、提供体制確保に努めます。

地域生活への移行を支援するサービスであり、利用者数が増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。

#### 【第4期の実績と第5期計画の見込量】

単位…上段：時間 下段：人

サービス種類	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行動 援護・重度障害者等 包括支援	87	196	170	170	190	190
	12	15	16	16	18	18

#### 【見込量確保のための方策】

サービス見込量は増加傾向にあり、対応可能な提供体制を確保するため、サービス提供に関わる事業所や関係機関と連携し、利用希望等の情報の把握・共有を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

多様なサービス需要への対応が求められる中で、希望する方に適切な日中活動系サービスが提供できるよう、必要な見込み量の確保に努めます。

利用者数の傾向を踏まえて見込量を設定し、利用実績のないサービスについては、利用見込みの把握ができないため、数値目標を設定しないこととします。

### 【第4期の実績と第5期計画の見込み量】

単位…上段：人日分 下段：人（療養介護のみ単位：人）

	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	3,024	3,045	3,003	3,108	3,150	3,150
	144	145	143	148	150	150
自立訓練 (機能訓練)	62	42	42	42	42	42
	3	2	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	200	80	68	88	88	88
	10	5	4	5	5	5
就労移行支援	42	42	15	20	30	40
	3	3	1	1	2	3
就労継続支援 (A型)	42	80	63	82	82	82
	2	4	3	4	4	4
就労継続支援 (B型)	1,320	1,380	1,340	1,360	1,400	1,400
	66	69	67	68	70	70
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
療養介護	10	13	14	13	13	13
短期入所 (福祉型)	40	48	60	61	60	60
	5	6	6	7	7	7
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0

### 【見込み量確保のための方策】

地域での生活に深くかかわるサービスであることから、サービス提供に関わる事業所や関係機関と連携し、利用希望等の情報の把握・共有を図ります。

### (3) 居住系サービス

平成30年度から、地域生活の支援のため「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られ、自立生活援助サービスが新設されます。

共同生活援助、施設入所支援については、これまでの利用実績をもとに見込量を設定し、新たなサービスである自立生活援助については、本計画策定時点では利用見込みの把握ができないため、数値目標は設定しないこととします。

#### 【第4期の実績と第5期計画の見込量】

単位：人

	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	49	54	55	54	54	54
施設入所支援	110	108	106	107	107	106

#### 【見込量確保のための方策】

現状のサービス提供体制を確保しつつ、新設サービスについては、利用対象者及びニーズの把握に努めます。

#### (4) 相談支援

すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、必要な見込量の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、本計画策定時点までの利用実績がなく、利用見込みが把握できないため、数値目標は設定しないこととします。

#### 【第4期の実績と第5期計画の見込量】

単位：人／月

	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	25	24	29	26	28	28
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

地域生活への移行の増加を目指すことに伴い、相談支援の利用も増加が見込まれることから、サービス提供に関わる事業所や関係機関と連携し、利用希望等の情報の把握・共有を図ります。



### (5) 地域生活支援事業の実績と見込量

障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的かつ効果的に実施することを目指します。

第4期計画期間の実績をもとに、本計画の見込量を設定します。

#### 【第4期計画期間の実績と第5期計画の見込量】

事業名 (単位等)	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援事業 (契約箇所数)	3	3	3	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業 (実施の有無)	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (件数)	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業 (人数)	0	0	0	1	1	1
コミュニケーション支援事業 (回数)	39	17	15	18	18	18
重度障害者等日常生活用具給付事業 (件数)	924	834	852	900	900	900
移動支援事業 (契約箇所数)	3	3	3	3	3	3
地域活動支援センター及び同センター機能強化事業 (契約箇所数)	2	2	2	2	2	2
更生訓練費給付事業 (人数)	2	2	2	1	1	1
ボランティア活動支援事業 (団体数)	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業 (人数)	9	8	9	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業 (人数)	7	7	9	8	8	8
自動車運転免許取得費助成事業 (件数)	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業 (件数)	0	0	0	1	1	1

事業名（単位等）	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業（団体数）	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業 （人数）	2	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

関係機関等と連携して事業内容の充実を図りながら、必要に応じて利用実績等をもとに事業の見直しを行い、サービス提供体制の確保に努めます。

## 第4章 障がい児福祉計画（第1期）

### 1 サービスの内容

種類	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等に障がい児を保護者のもとから通わせ、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。
医療型児童発達支援	身体障がい児等を医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	福祉型は、施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。 医療型は、施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
障害児相談支援	通所支援の申請に係る給付決定前に利用計画を作成し、給付決定後は事業者等との連絡調整を行うとともに利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	対象児童が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の連携促進のためコーディネーターを配置します。

## 2 成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児に対する重層的な地域支援体制を整え、健やかな育成のための発達を支援することを目指し、児童発達支援センター等の整備や、医療的ケア児のための関係機関の連携体制整備を目指します。

#### 【児童発達支援センターの設置】

国の考え方	市の目標設定
平成32年度末までに、児童発達支援センターを、各市町村に少なくとも1カ所以上	対象となる児童数等から、単独での設置ではなく圏域での設置が現実的であると思われる。圏域内他市町村の意見聴取・調整の場が必要。

#### 【保育所等訪問支援を利用できる体制づくり】

国の考え方	市の目標設定
平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。	すでに利用実績あり。利用者の声を聞き、よりよい利用体制整備に努める。

#### 【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置】

国の考え方	市の目標設定
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1カ所以上設置。	放課後等デイサービス事業所については、圏域内の事業所利用で対応されている。 児童発達支援センター同様、単独ではなく圏域内での設置が現実的であると思われる。圏域内他市町村の意見聴取・調整の場が必要。

【医療的ケア児支援の協議の場】

国の考え方	市の目標設定
平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	児童発達支援とも関連し、健康子育て課等と連携して、既存の協議会・会議等の活用も含めて検討。

### 3 サービス見込量と見込量確保のための方策

#### (1) 障がい児通所支援及び入所支援サービス

障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充対策として、居宅訪問型児童発達支援サービスが新設されます。

本計画では、利用実績のあるサービスについて適切な支援を提供できるよう見込量を設定し、新設サービス及び近年利用実績のないものについては、数値目標は設定しないこととします。

#### 【第4期計画期間の実績と第5期計画の見込量】

単位…上段：人日分 下段：人

保育所等訪問支援、障害児相談支援は人数のみ

	第4期実績			第5期計画見込		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	8	12	14	14	14	14
	2	3	3	3	3	3
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	4	25	29	40	40	40
	2	4	3	5	5	5
保育所等訪問支援	1	1	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	2	7	8	8	8	8
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

サービス見込量は増加傾向にあり、対応可能な提供体制を確保するため、圏域内での事業所整備やサービス利用について、関係機関との連携・調整を図ります。

資 料

男鹿市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員

所 属	氏 名
男鹿市身体障害者協会 会長	薄 田 正 信
男鹿市身体障害者協会 理事	江 畑 恵 子
男鹿市手をつなぐ育成会 会長	桧 山 洋 子
あゆみ小規模作業所 理事長	小 松 信 通
市民代表	眞 野 ミ 子
男鹿市手をつなぐ育成会 事務局長	加 藤 恵 美 子
障害者支援施設玉ノ池荘 管理者兼相談支援専門員	菅 原 一 樹
障害者支援施設若美荘 支援係長	見 上 恵
男鹿市社会福祉協議会 会長	太 田 春 海
秋田公共職業安定所 男鹿出張所長	富 樫 幹 直
秋田地域振興局福祉環境部 次長	藤 田 和 彦
天王みどり学園教諭（進路指導主事）	由 利 和 也
健康子育て課 保健師	田 村 真 由 美

（平成29年11月17日現在）

## 計画の推進に向けて

### ◇市民への広報・情報提供の推進

国による制度の改正や見直し等については、その動向を踏まえ、随時、関連情報を広報やホームページ等で提供し、障がいのある方やそのご家族が障がい福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

### ◇相談体制の充実

障がい、難病等の種類や程度に関わらず、適切な相談支援が受けられるよう、市の関係課や指定相談支援事業所等の相談窓口において、必要な情報の一元化と相談員の資質向上に努め、障がいのある方やそのご家族のための相談支援体制の充実を図ります。

### ◇障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止

障がいを理由とする差別の解消に向けて普及啓発活動を行い、地域における関係機関等の連携を図り、相談支援体制の整備に努めます。また、障がい者虐待に関する適切な相談支援が迅速に受けられるよう、体制の整備に努めます。

### ◇支援のネットワーク形成

国、県及び男鹿市社会福祉協議会との連携のもと、市民、民生児童委員、障がい福祉サービス提供事業者、医療関係者等とのネットワーク形成を図り、障がいのある方が身近な地域で日常生活を送り、社会活動に参加することができる支援体制の形成を目指します。

### ◇PDCAサイクルによる計画や事業の評価及び見直し

PDCAサイクルとは、計画や事業の推進のため、計画（Plan）→実行（Do）→分析・評価（Check）→改善（Action）を繰り返し、継続的に改善する方法です。本計画に基づくサービス基盤の整備状況等について、男鹿市障がい者総合支援協議会等を活用し、PDCAサイクルに基づく定期的な点検、評価等を行うことにより、着実な計画の推進を図ります。



編集・発行 男鹿市福祉事務所

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番地1

TEL 0185-24-9117 FAX 0185-32-3955